



# 昭和六十二年 度予算 可決

昭和六十三年第一回小浜市議会定例会が三月九日に招集された。

今定例会の会期を二十三日までの十五日間と決定。

直ちに議案の審議に入り、

昨十二月定例議会において決算特別委員会に付託、閉会中の継続審査となっていた認定

第三号昭和六十一年度小浜市

一般会計歳入歳出決算外八件

の決算認定案件について松崎

茂明決算特別委員長より報告

がなされた。

質疑、討論を得て採決を行

ない九件の全決算を承認した。

続いて議案第一号昭和六十

二年度小浜市一般会計補正予

算(第四号)外七件の補正予

算並びに条例の一部改正、条

例の制定外二件、計十二件の

議案が市長より提案された。

市長、参事兼財政課長、総

務課長より提案理由の説明が

行なわれた。

質疑、討論を経て採決に入

り十二議案を可決した。

続いて、総務、建設、産業

経済、教育民生常任委員会の

所屬変更を行ない散会した。

十日は、議案第十三号昭和

六十三年度小浜市一般会計予

算外二十三件の議案が提案さ

れた。

この中で吹田市長より「議

会

の皆さま方の御指導をいた

だきながら、みずからにムチ

打って全力を傾注し市民福祉

の向上のためにごん身の努力

をさせていたたく所存であり

ます。何とぞよろしく御理解

と御賛同を賜わりますようお

願いを申し上げます」との発

言があった。

翌十一日は十日に提案され

た諸議案についての質疑がな

され各議案をそれぞれ所管の

常任委員会に付託、十二、十

三日を休会とした。

十四日は本会議を再開、十

四、五日の二日間にわたり八

名の議員が次期市長選出馬、

大学誘致問題、総合運動場、

市道の認定と改廃等々市政全

般について一般質問が行なわ

れた。

十六日より二十二日まで休

会、二十三日本会議を再開し

た。

さきに付託された議案につ

いて各常任委員長より報告が

## 一般会計

101億4,056万円

## 特別会計

42億7,884万円

## 企業会計

5億8,727万円

## 合計

150億667万円

(昭和63年度予算案の内訳)

常任委員会に付託、十二、十三日を休会とした。

十四日は本会議を再開、十四、五日の二日間にわたり八名の議員が次期市長選出馬、大学誘致問題、総合運動場、市道の認定と改廃等々市政全般について一般質問が行なわれた。

十六日より二十二日まで休会、二十三日本会議を再開した。

さきに付託された議案について各常任委員長より報告があり質疑、討論を経て、採決の結果全議案を原案どおり可決した。

次いで課設置条例の一部改正に伴う議会委員会条例の一部改正についての案件が総務常任委員長より提案、可決した。

次いで、監査委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、人権擁護委員の各行政委員の任期満了に伴う人事案件が提案され、全人事案件について満場一致で同意した。

最後に、意見書案第一号北陸新幹線の優先着工に関する意見書案が野村定彦総務常任委員長より提案され、全会一致をもって可決、政府関係機関へ意見書を提出し、昭和六十三年第一回小浜市議会定例会を閉会した。

# 問 質 一 般

3月定例会市議会の一般質問が3月14、15日の2日間にわたり行なわれ、8名の議員が登壇、市政全般について執行部側の考えを伺いました。

今回の一般質問は吹田市長の次期出馬、大学誘致、総合運動場、市東部の振興、公共下水道、米飯給食、市道の認定と改廃、若狭総合公園等々について理事者側の姿勢を聞いた。

(一般質問、市長答弁の要旨は次のとおり)

吹田市長の次期市長選出馬についてでございます。

吹田市長さんに、亡浦谷市長の後を受けられまして市長に当選されてより、はや任期が残すところ数ヶ月となりました。

吹田市長在任中は庁舎建設、大学誘致、公共下水道、白鬚再開発、新幹線若狭ルートの問題、教質、舞鶴間の高速自動車の問題等々大きな問題に勢力的に取り組んでこられました。

このことにつきましては心から敬意を表するものであります。しかし、この中にはすでに完成を見たものがありますが、ほとんどのものが現在進行形というのが現状のようでありまして。

特に、吹田市長の最大の選挙公約でありました大学誘致につきましても、いまだに目の見ずに現在に至っております。

ります。

このような現状の中で昭和六十三年度の予算は骨格予算ではなく年間予算を組まれているわけでありまして。

市の基本政策で述べられた中に二十一世紀に向けて自身の努力を払うとのことばがありました。

また、一部報道機関が吹田市長次期市長選出馬と、すでに報道いたしておりますが、市長は現在までに議会においてはつきりとした立候補表明をされておられません、先のことをご推測いたしますと次期市長選に出馬される意思が十分にあるようにお見受けいたします。

この点について市長の決意と、また長期的な展望に立つた政策について市長のお考えをお伺いいたします。

不肖、私は昭和五十九年八月五日浦谷前市長さまの後を

受けて市民の皆さまの絶大な御指導、御支援を賜わりまして市政をあげさせていただいたところでございます。余すところ五ヶ月足らずで一期目の任期が満了いたしましたことと相なっております。

就任以来、微力な私ですが、政治は愛と汗であるという信念のもとに全市民の等しい幸せと豊かな人づくり、健康な

人づくり、福祉の充実、自然との調和を保ちながら、住みよい地域社会づくりのための環境整備、活力ある街づくりのための福祉の振興等については議会におはかりを申し上げながら予算を効率的に執行

させていたいただき、予定どおりの進捗を見ることができましたが、まだ多くの事業が未完成情况のままに山積しております。

私の力足らざること、知恵の及ばざることにつきまして反省をいたしておるところでございますが、議会の皆さまをはじめ各位、各層のあたたかい御支援、御指導をいただくことができませんらば体調もきわめて健康でございますので、覚悟を新たにいたしまして小浜市の限らない発展、

市民福祉の向上のために山積する課題に再び挑戦させていただきますたいと存じております。

大学の問題につきまして、市長は理想を掲げながら、当

初目標としました六十四年開学は中川知事の死去、その他いろいろの変遷をたどりながら、今日状況では当然開学できない状況になっておりますが、県知事の発言を聞いていますと県立二年制短大を四年制の大学に昇格させ、若狭地域の大学を考えてみようというような意味の発言をされております。

大学が若狭にあることはけっこうなことですが、先日の質疑の中で答弁を聞いておられますと、当初より何ら変化のない方向に向かっている意味の御発言があったわけでございます。

これは、あまりにも現状を直視しない御答弁であるように思われますので、この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

大学問題については、現在県立短期大学のあり方全般について見直しを進めるとともに嶺南地域の特性を生かした教育分野の展開がはかられないか検討すべきであるという表現で発表がなされているところでございます。

大学設置は半永久的に続く問題でありまして、県民のニーズにあつた魅力あるものでなければならぬというふうにいわれております。

そうして新年度中に成案を

出したいということでございます。県では各界、各層で構成する県大学問題協議会を設置して高等教育のあり方について調査、研究がなされる予定であると承っております。

嶺南大学誘致推進協議会の調査では、嶺南で事業をやっている事業所の九十七割、住民の八十割が必要であるとの結果が出ております。

この結果から多くの方が大学の実現を強く望んでいることは明らかであります。大学問題は短期的な問題ではなく長期的な問題でございますので長期展望のもとに、その実を見出すことにとつとめたいと思っております。

当初申しております開学の時期とは、すでにかけ離れており、達成することはできないわけですが、過去における歴史的経緯から当地域が建学の絶好の場所であると確信しておりますので鋭意現在の運動を続けさせていただきたいと思っております。

県立大学の一部を持つてくる問題と当初掲げていた構想が矛盾しているのではないかと、当初の予定のとおりだけのこととをいうのは現実を直視していただけないかというところで、大学問題は若狭地方の地盤を向上せしめるためにはかられた恒久的福

社の最も根源的なる政策であつたわけでありませう。

したがつて、若狭にその源を發したといつても過言ではないと思ひます。その源は、決して変わることはないわけ、また決して忘れてはならない原点であらうと思つておつてございませう。

私も嶺南全体の地盤向上、恒久福祉につながる力のある容量のある大学を望んでゐるのは当然であります。

現在も引き続き嶺南地方の水準向上に資するだけの波及効果、インパクトを与え得る大学を望んでまいりたいと思つております。

総合運動場の建設については市内のスポーツ団体より要望が出されて久しいのですが、六十二年に適地調査委託料として三百万円が計上され、その結果が過日報告されました。それによると地形、交通条件等八項の評価項目があり、陸上競技場、庭球場、多目的グラウンド、プール、ゲートボール場を備え、二十畝の用地が必要だということです。

また、候補地として国分の農地、尾崎の農地と山地、口田繩の農地と山地が発表され早急に一本に絞りたいとのことでありますが、決定の方法はどんな方法でなされるのか。地理的条件を主とされるのか。

か。

建設費のいかんで決定されるのか。

用地の買収の難易度、用地交渉によつてきめられるのが、均衡のとれた都市計画の観点からきめるのかお伺ひいたします。

総合運動場の候補地の選定はどのような方法でするのかというところで、六十三年度は適地調査をコンサルタンに委託、三カ所の候補地が出てきたわけですが、規模的事業的にも本市にとつてきわめて大きな施策であり、将来展望に立つた総合開発計画を進める上で位置づける必要がある。

さらに行財政上、中長期的な振興計画の策定が必要であると考へ、市内に小浜市総合運動場(運動公園)計画検討プロジェクトチームを設置、調査報告書を基本に事業化に向かつて各種制度の取り組みなど、具体的手法の研究を進める体制を整えたところで、今後は用地選定のための協議機関として、議会、体協をはじめ各界代表の十五名から二十名の方にお願ひ申し上げたく存じております。

公共下水道は市民生活の環境衛生の向上、河川等の水質汚濁の防止、都市環境の美化等に大きな役割りを果たす施

設であり、未来の近代的都市づくりに不可欠なものであると考へております。

が、これが整備に膨大な投資を伴ひ、維持管理にも多額の費用を要することから市民の理解と協力を得ることが絶対的要素であると思ひます。

第一期が昭和六十六年四月供用開始、トイレの水洗化に伴う個人負担が数十万円かかると思つております。

個人の経済負担を一時にかけないよう月々積み立てによる公共下水道貯金を創設、市民に呼びかけてはどうかと思ひますが、この考へをお聞かせ願ひたいと思ひます。

また、別な方法があれば教えていただきたい。

各家庭内に排水設備する費用、受益者負担が必要となります。

下水道貯金の創設については預金利率の低率、税制改革による課税扱い、マル優制度の廃止等の点から金融機関と協議しながら検討していきたいと思つております。

改造資金融資制度は他市でも設けておりますので市内でも十分検討させたいと思つております。

# 任会 常委員

## 総務 常任委員会

委員長 野村定彦

副委員長 岡尾正雄

委員 山本 肇

小川多嘉士

岡本 治

中澤吉次

## 建設 常任委員会

委員長 浜岸利一

副委員長 富永一夫

委員 山藤貞雄

## 産業経済 常任委員会

委員長 辻 長三郎

副委員長 宮川建一

委員 寺本久雄

松崎茂明

木橋正昭

森下 智

## 教育民生 常任委員会

委員長 深谷嘉勝

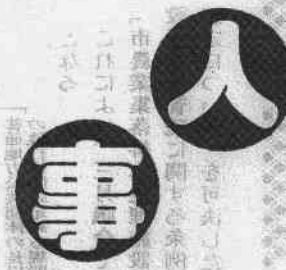
副委員長 今島寿夫

委員 松尾 剛

浜野 是

坂下 均

村上 一司



## 監査委員

杉山正夫

## 公平委員会委員

木下也雄

## 固定資産評価 審査委員会委員

木村 徳太郎

## 人権擁護委員

吉岡 嘉一

# 意見書

## 関係機関へ提出

地方自治法第九十九条第二項、市議会  
会議規則第十四条の規定により意見書  
を可決して関係機関へ提出した。

### 北陸新幹線の優先着工に関する意見書

北陸新幹線は沿線地域の  
 飛躍的な発展をはかる上で  
 大きな役割りを果たらずも  
 のであり、二十一世紀を展  
 望する四全総においても高  
 速交通体系の中核として国  
 土の均衡ある発展に不可欠  
 なものとされている。

また、東海道新幹線の代  
 替補充の役割りを果たすな  
 ど、きわめて重要な意義を  
 持つものであり、昨年公表  
 された試算でも採算性に優  
 れた鉄道であることが確認  
 されている。

よって、政府におかれて  
 は整備新幹線建設促進検討  
 委員会の適切な結論を得て  
 北陸新幹線の優先着工を決  
 断され、地域住民の長年に  
 わたる非願にこたえられる  
 よう強く要望する。

### 陳情の取り扱いについて

過日の全員協議会において  
陳情書の取り扱いについては  
協議した。

その結果「陳情書の取り扱  
いは議員の署名、議員の押印  
のある場合に限り請願の例に  
より処理をする」ことにした。

**陳情**  
表題 ○○○○  
議員の署名

(署名の例)

**陳情**  
表題 ○○○○  
議員の押印

(押印の例)

### 日本国憲法

第九十四条 地方公共団体  
は、その財産を管理し、事務  
を処理し、及び行政を執行す  
る機能を有し、法律の範囲内  
で条例を制定することができ  
る。

### 地方自治法

第十四条 普通地方公共団  
体は、法令に違反しない限り

### 議会豆知識

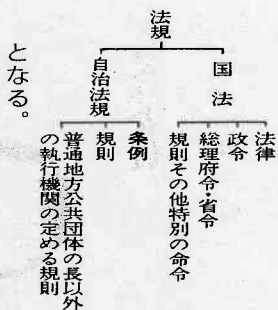
#### 議案(条例)の 制定について

において、第二条第二項(普  
通地方公共団体は、その公共  
事務及び法律又はこれに基く  
政令により普通地方公共団体  
に属するものの外、その区域  
内におけるその他の行政事務  
で国の事務に属しないものを  
処理する。)の事務に関し、  
条例を制定することができる。  
第九十六条 普通地方公共  
団体の議会は、左に掲げる事  
件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改定  
すること。

第二百五十二条 第三条第  
三項の条例を除く外、普通地  
方公共団体は、条例を設け又  
は改定したときは、政令の定  
めるところにより、都道府県  
にあつては自治大臣、市町村  
にあつては都道府県知事にこ  
れを報告しなければならない。  
と規定されている。

このように、地方公共団体  
の条例制定権が憲法によつて  
保障され、しかも地方自治尊  
重の精神にのっとり、自治立  
法権が大幅に拡大されている  
ことは、議会の権限が非常に  
重要なものであることを意味  
することになる。  
国の法体系、自治法規体系  
を表示すると



となる。  
これにより、三月議会では  
「市農業集落排水処理施設の  
設置及び管理に関する条例の  
制定について」を可決した。